

【休学制度における注意事項および基本原則】

休学は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、クラスタイル事務局による審査を通し、許可をするものとする。

- ・休学を希望する者に、復学の意志が明白にあること。
- ・休学の理由が、弊校が定める「休学申請の対象事由」のうちいづれかに該当すること。
- ・転職及び、居住地の変更を伴わない異動等による業務多忙や執務環境の変化は、休学の申請事由として認められません。
- ・上記特殊事情があっても評価対象条件を満たすことができる場合には対象になりません。
- ・休学承認後の取り消しはできません。
- ・休学後、受講が不可能になった場合でも、納入された受講料の返金はいたしません。
- ・休学中は、各種受講サポートは一切受けることができません。
- ・休学期間終了日の翌月から復学の扱いとなります。（※下記参照）
- ・休学期間は対象事由に基づき、クラスタイル事務局にて判断させていただくものとします。

※休学制度は在学期間にのみ、申請可能です。

※過去の事由にて申請することは出来ません（過去に怪我をしていた等）

■休学の申請について

- ・休学を希望するご本人のみ申請することができます。
(休学を希望する者が未成年の場合、申請書の保護者同意欄への記載が必要になります)
- ・休学申請時に、以下のものを提出頂く場合があります。

医師の診断書コピー

母子手帳コピー など。

○休学制度利用時の流れ

受講サポートセンターおよびクラスタイル事務局より、

休学申請書を、ご自宅にお送り致します。



- ・休学申請書の提出（必要事項のご記入・ご捺印のうえご返送下さい）

▼ ※申請は休学開始月の前月受付となります。

- ・スクール内稟議（クラスタイル事務局にて可否判定を行います）



- ・休学開始（※休学終了の翌月より復学扱いとなります）

■休学申請の対象事由について

- ・天災
- ・本人の入院・長期通院(病気・入院・伝染性の疾患など)のため、
3か月以上休養を要すると認められるとき。
- ・本人および配偶者から二親等以内の家族の死亡・入院
- ・社命による 6 か月以上の長期出張
- ・出産

■休学の申請期間について

- ・休学期間は 1 回の申請で最長 6 ヶ月とします。

※休学期間 6 ヶ月以上の場合は再申請が必要です（追加申請は 1 回のみとなります）

*出産の休学期間目安

- ・臨月～産後 2 か月とし、およそ 3 か月程度が一般的です。
- ・ご自身の体調に合わせ、計画的に休学期間を決定して下さい。

■その他注意事項

○受講料の支払いにおいて

教育ローンご利用の場合、休学期間中においても月々のお引落しは継続となります。

- ・休学期間に、授業で使用する教材、カリキュラム内容、受講修了認定要件、
およびサポート制度が変更されている場合、休学前と同じ条件で受講を再開できる
保証はないことをご了承ください。
(教材、カリキュラム内容、受講修了認定要件、およびサポート制度は変更になる
可能性があります)

○ネイルパートナーの会員期間に期間に関して

- ・会員期間は自動延長されません。学生会員の延長を希望される場合は、会員期限の
案内がネイルパートナーより来た後にクラスタイルまでご連絡下さい。

■復学について

あらかじめ申請されている休学期間が満了した際は、

当然に復学となり、申請の必要はないものとします。

また、復学のお知らせは、休学期間満了の 1 カ月前を目安に、

クラスタイル受講サポートセンターよりメールにてご案内させて頂きます。

<2020 年 5 月 1 日 改定>

※制度の内容は予告なく変更されることがございます。
必ず申請前にご確認ください。

クラスタイルネイルカレッジ